

令和3年8月18日

岐阜県行政書士会
会長 森 伸二 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

まん延防止等重点措置の公示に伴う時短要請及び感染防止対策の徹底について

平素から本県の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
昨日、政府対策本部において、まん延防止等重点措置の公示が変更され、
8月20日～9月12日の間、本県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域
に指定されました。

については、政府が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、別添のとおり飲食店等及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項に規定する施設に対し、営業時間の短縮要請をはじめとする、各種取組みへの協力を要請いたします。

貴会におかれましては、所属会員の皆様等への周知及び適切な措置の実施について、ご協力賜りますようお願いいたします。

※ 詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて案内します。

【県公式HP】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/>

<添付資料>

- ・飲食店への営業時間の短縮要請について
- ・大規模施設への営業時間の短縮要請について

飲食店への営業時間の短縮要請について

1 対象区域

重点措置を講ずるべき区域（措置区域）：15市町
(岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、
北方町、大垣市、美濃加茂市、可児市、御嵩町、多治見市、中津川市)

2 要請内容【特措法第31条の6第1項】

5時から20時までの時短要請
酒類の提供を行わないこと
カラオケ設備を利用自粛（飲食を主業とする店舗）

3 要請期間

令和3年8月20日（金）～9月12日（日）【24日間】

4 対象業種

飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配、テイクアウト
サービスを除く。結婚式場は飲食店と同様の扱い。）
遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許
可を受けている店舗（ネットカフェ、マンガ喫茶を除く。）

5 協力金

全期間要請に応じた場合のみ協力金を支給。

中小企業：3万円～10万円（1店舗1日あたり）

大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4（1店舗1日あたり）
(上限20万円。中小企業も選択可)

まん延防止等重点措置の公示に伴い、

以下の時短要請については、期限を8月19日（木）までに変更します。

対象区域：上記同様15市町

要請内容：5時から20時までの時短要請（酒類提供は11時から19時まで）

要請期間：令和3年8月17日（火）～8月31日（火）【15日間】

協力金：中小企業：2.5万円～7.5万円（1店舗1日あたり）

大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4（1店舗1日あたり）

(上限20万円又は1日の売上高×0.3のいずれか低い額。中小企業も選択可)

大規模施設への営業時間の短縮要請について

1 対象区域

15市町

(岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、大垣市、美濃加茂市、可児市、御嵩町、多治見市、中津川市)

2 要請内容

特措法施行令第11条第1項に規定する施設のうち、**建築物の合計床面積が千平方メートルを超える大規模な集客施設等**(ショッピングセンター、百貨店等)に対して、20時までの営業時間の短縮を要請(映画館等、イベント関連施設等は21時まで)。

※生活必需物資・生活必需サービスを除く。

3 要請期間

令和3年8月20日（金）～9月12日（日）【24日間】

4 対象施設

施設の種類	施設例	要請等内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	・1,000 m ² を超える施設について、20時までの営業時間短縮(映画館は21時まで) (イベントの場合は21時まで) 【特措法第24条第9項】
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	※1,000 m ² 以下の施設については上記時短の働きかけ
ホテル等 (集会の用に供する部分に限る)	ホテル、旅館	・施設内外に混雑が生じることがないよう入場整理の徹底
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニス場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地 等	・入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて周知
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	・酒類提供を行わないことの働きかけ(利用者による持ち込みを含む)
遊技場	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	・業種別ガイドラインの遵守徹底
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 等	【特措法第24条第9項】
物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	

5 協力金

営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮を実施した大規模施設の運営事業者及びテナント・出店者に対して協力金を支給。※詳細は後日発表

まん延防止等重点措置の公示に伴い、

以下の時短の働きかけについては、期限を8月19日（木）までに変更します。

対象区域：上記同様 15市町

要請内容：特措法施行令第11条第1項に規定する施設のうち、建築物の合計床面積が千平方メートルを超える大規模な集客施設等（ショッピングセンター、百貨店等）に対して、20時までの営業時間の短縮の協力を依頼（映画館等、イベント関連施設等は21時までの時短の協力依頼）。

要請期間：令和3年8月17日（火）～8月31日（火）【15日間】

対象施設：上記同様の施設に対し、1,000 m²を超える施設について、上記同様の働きかけ